



障害がある人もない人も わがまちで・ともに・じぶんらしく 「輝いて暮らす安芸高田」をめざして

社会福祉課 ☎42-5615

～安芸高田市職員対応 マニュアルを策定しました～

総務課 ☎42-5611

障害のある方に対し、障害を理由に権利利益を侵害することにならないよう、安芸高田市の職員が、障害の特性や多様性を理解し、適切に対応していくための対応要領を策定しました。

もしも、職員が障害を理由とする差別的な対応をした場合には、相談窓口を福祉保健部社会福祉課に設置していますので、ご相談ください。

いただいたご相談は、相談者のプライバシーなど配慮し、早期の解決に努め、今後の相談体制の充実を図っていきます。

障害のある人もない人も、ともに気持ちよく来庁していただける市役所を目指していきます。



安芸高田市は、平成27年3月に「第2次安芸高田市障害者プラン」および「安芸高田市障害福祉計画（第4期）」を策定し、計画の基本理念でもある「わがまちで・ともに・じぶんらしく『輝いて暮らす安芸高田』」の実現を目指しています。

広報あきたかた4月号でお知らせしたとおり、平成28年4月からは「障害者差別解消法」が施行されています。障害のある人への差別をなくすことは、障害がある人もない人も、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながることで、障害について知っていただき、みんなで一緒に考えていきましょう。

まずは障害について知ってください。

私たちは、日々生活する中で、いつ病気になったり、事故や災害にあたりするかわかりません。障害は誰にでも生じ得るものです。

障害と言っても、種類や程度は様々で、同じ障害であってもその症状は、人それぞれ違います。なかには、外見からではわからない障害もあります。そのため、周りの理解が得られず、苦しんでおられる方もいます。

障害のある方が、社会のしくみ（人々の偏見、建物や制度など）の問題により、持っている能力が十分に発揮できないことは、社会にとって大きな損失です。差別をなくすことは、こうした社会的障壁（社会のかべ）をなくすことでもあります。

障害者にとって社会的障壁とは…

改正障害者基本法の第2条で説明されている社会的障壁（社会のかべ）とは、社会にある、障害のある人を暮らしにくく、生きにくくするもの全部で、次のようなものです。

- 物やことごら — たとえば、早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明、段差、手話通訳のない講演。
- 制度 — たとえば、障害があることで就職・資格などが制限される。
- 習慣 — たとえば、障害のある人が結婚式や葬式に呼ばれない、子ども扱いされる。
- 考え方 — たとえば、障害のある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障害のある人は結婚や子育てができない。

障害について知り、社会的障壁（社会のかべ）をなくすことが
障害のある人もない人も 共に生きる社会につながります。



低所得の高齢者向け給付金 （年金生活者等支援臨時福祉給付金）に関するお知らせ

社会福祉課臨時福祉給付金専用 ☎42-5626 お太助フォン ☎42-5615

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援し、個人消費の下支えを行うために支給する給付金です。

高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金ってなんじゃ？

ふむふむ：1951年（昭和26年）生まれのわしは今年65歳になるから対象になるな。

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる人。

市では、4月28日に給付対象者に申請書を郵送します。

支給額

支給対象者1人につき3万円

申請受付期間

5月2日から8月2日までの3か月間です。（8月2日消印有効）

申請方法

申請書を対象世帯の代表者に郵送します。申請書が届きましたら、必要事項を記入の上、必要書類を添付し返送用封筒で返送ください。本庁・各支所に直接持参されても申請を受け付けます。

制度に関するお問い合わせ

【お問い合わせ電話】
厚生労働省の相談窓口（専用ダイヤル）☎0570・037・192
運営時間は、9:00～18:00
（土曜、日曜、祝日は除く）
【市へのお問い合わせ】
社会福祉課臨時福祉給付金専用
☎42-5626
お太助フォン
☎42-5615

配偶者からの暴力を理由に避難している人へ

事情により、基準日（平成27年1月1日）時点で安芸高田市に住民票を移すことができていない人でも給付金を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

給付金をかたった「電話de詐欺」や「個人情報詐取」に注意！
国や市役所職員が電話でATMの操作を依頼したり、手数料等の振り込みを依頼することは絶対にありませんので十分注意してください。
不審な電話や郵便があった場合は、迷わず市役所や最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）に連絡してください。

